
第3章 計画のあり方

- 1 基本理念
- 2 計画の体系
- 3 重点取組

1 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げる6つの基本理念のもと、男女共同参画の推進を図ります。

I 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

II 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現

男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活ができること。

III 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

IV あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。

V 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

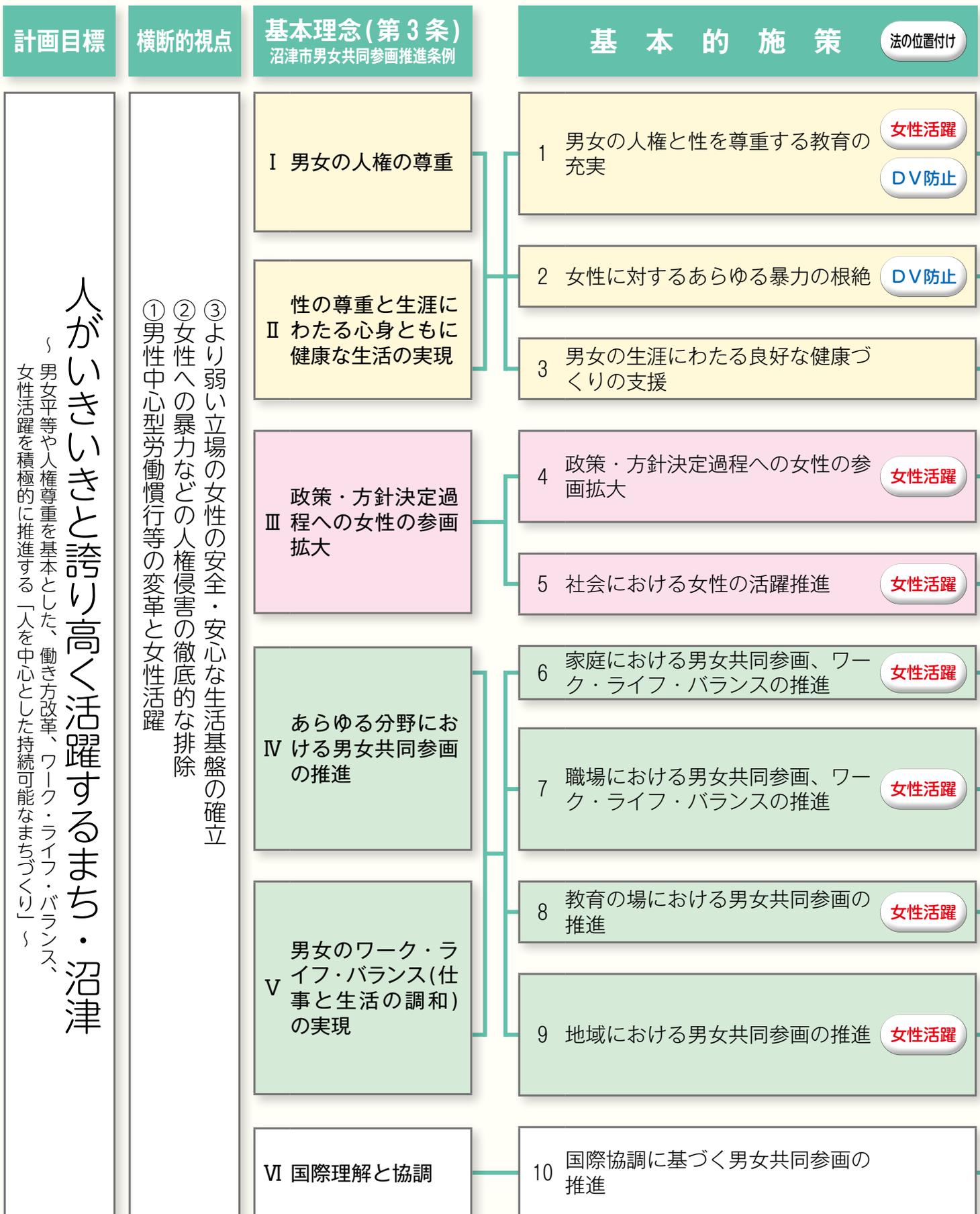
男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。

VI 国際理解と協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

本計画の本文に表記される社会的・文化的につくられた性別表現について、「女性」は「性自認を女性とする人」を、「男性」は「性自認を男性とする人」をそれぞれ示すものとし、「男女」は、「性自認が女性又は男性に固定されない人、あるいは固定されることを望まない人」も含んで、「全ての人」を示すものとします。

2 計画の体系



施策の方針

- | | |
|------|--------------------------------------|
| (1) | 人権を尊重するための意識啓発 |
| (2) | 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実 |
| (3) | 多様な性のあり方の尊重 |
| (4) | 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供 |
| (5) | セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進 |
| (6) | 被害者への相談体制の充実と自立支援 |
| (7) | 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援 |
| (8) | 高齢者・障害のある人等の社会参加支援 |
| (9) | 市の審議会等への女性の参画拡大 |
| (10) | 市役所・教育の場における女性の積極的登用 |
| (11) | 企業・各種団体における女性の積極的登用 |
| (12) | 地域社会における女性の参画拡大 |
| (13) | 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援 |
| (14) | 家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現 |
| (15) | 職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進 |
| (16) | 女性活躍に理解ある事業所の取組推進 |
| (17) | 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進 |
| (18) | 男性の働き方と職場風土の改革 |
| (19) | 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成 |
| (20) | 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進 |
| (21) | 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大 |
| (22) | NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援 |
| (23) | 男女共同参画社会に向けた地域環境整備 |
| (24) | 男女のニーズを捉えた防災対策の推進 |
| (25) | 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供 |
| (26) | 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進 |
| (27) | 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実 |

3 重点取組

本計画では、条例前文で示す「家庭」「職場」「教育」「地域」の4つを男女共同参画の取組の主要領域とし、①男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍 ②女性への暴力などの人権侵害の徹底的な排除 ③より弱い立場の女性の安全・安心な生活基盤の確立を横断的視点としながら、以下の3つを重点として、誰一人取り残さないよう、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、「自分らしく」心豊かに生活できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

(1) 男女平等と人権尊重によるDV防止の徹底

女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DV等の被害者の多くは女性であり、男女共同参画社会の形成や女性活躍の推進を阻む大きな要因となっています。

女性に対する暴力の根絶のため、DVは人権侵害であることを一人ひとりが正しく理解し、暴力の未然防止とDVを許さない社会意識の醸成を行います。

指標

項目	前回値 (平成28年度)	現在値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	方向性
相談窓口の認知度	46.5%	—	60%	↗
DV相談件数	546件	560件	モニタリング指標	
一時保護件数	5件	2件	モニタリング指標	
ひとり親専用 相談窓口相談件数	493件	440件	モニタリング指標	

※モニタリング指標…数値の推移を監視・観察し状況確認する

(2) 女性活躍の更なる推進

ライフスタイルが多様化する中、社会における女性の活躍が進むことは、同時に、男性の働き方の見直しにつながり、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。

これまで以上に、政策・方針決定過程への重要な担い手として、女性活躍の機会を拡大する取組を行うとともに、就労の場や政治分野における女性のリーダーシップの発揮と意思決定への参画拡大を進め、男女間の実質的な機会の平等により、経済活動の活性化や市民生活の質の向上を図り、持続可能な社会を築きます。

指標

項目	算出方法	前回値 (平成28年度)	現在値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	方向性
市審議会等への女性登用率	女性委員／ 総委員数	25.2%	29.2%	35%	↗
市女性職員の管理職登用率	女性管理職者数／ 管理職者数 (教育職、消防職等を除く)	12.1%	15.5%	20%	↗
女性の起業件数	女性の創業者数／ 総創業者数	29.8%	29.5%	50%	↗
全単位PTA会長のうち女性が占める割合	女性役員／ PTA役員	20%	20%	25%	↗
消防団員定数における女性基本団員	女性基本団員／ 団員定数	0%	0.1%	1%	↗

(3) 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確実な推進

男女が共にそれぞれのライフステージに応じ、一人ひとりの望む生き方ができる社会の実現は、個人の仕事に対するやりがいとともに、企業における生産性の向上や優秀な人材確保などの経営戦略としても重要です。

働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進により、家庭では、男性が家事等を自らのことと捉え、男女が協力して家事・育児・介護等に参画するとともに、職場においては誰もが働きやすい環境づくりに取り組みます。また、行政と企業等の連携により、好循環な作用について広く啓発し、企業と個人の意識の変革を促します。

指標

項目	算出方法	前回値 (平成28年度)	現在値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	方向性
固定的性別役割分担意識に反対する市民の割合	市民アンケート調査	48.8% (平成27年度)	68.5%	80%以上	↗
男性の1日当たりの家事関連時間	市民アンケート調査	—	66分	2時間30分	↗
パパとママの教室における夫・パートナーの参加率	夫・パートナー参加数／ 全参加者数	93%	94.7%	100%	↗
放課後児童クラブ待機児童数	待機児童数	75人	58人	0人	↘
沼津しごと応援事業による市内企業への就職者数	就職者数	1人	13人	延べ100人	↗

国「男女共同参画社会基本法」と「第5次男女共同参画基本計画」

【男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）において、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、「男女共同参画基本計画」を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。（第13条）

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながります。

【第5次男女共同参画基本計画】

第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ります。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

資料：内閣府 男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」より

静岡県「男女共同参画推進条例」と「第3次静岡県男女共同参画基本計画」

静岡県は平成13年に静岡県男女共同参画推進条例を制定し、平成15年に第1次、平成23年には第2次静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。

令和3年度からの5カ年を計画期間とする第3次静岡県男女共同参画基本計画は、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を基本目標に、「男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と教育の推進」や「安全・安心に暮らせる社会の実現」、「職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却」、「政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大」の4つを柱としています。

資料：静岡県 男女共同参画課「第3次静岡県男女共同参画基本計画」より